

亀山市告示第183号

亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱（平成24年亀山市告示第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(対象となる交付請求等) 第2条 本人確認を行う対象となる交付請求等は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] <u>(7) 住基法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付の請求等</u> <u>(8) 住基法第20条第1項から第</u>	(対象となる交付請求等) 第2条 本人確認を行う対象となる交付請求等は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] [号を加える。] <u>(7) 住基法第20条第1項、第2</u>

4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求等

(9) 住基法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付の請求等

(10) [略]

(11) [略]

(本人確認の方法)

第4条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、法第10条の2第2項又は住基法第12条の2第1項、第15条の4第2項、第20条第2項若しくは第21条の3第2項の請求をする場合の本人確認の方法は、別表第1に掲げる書類のうち、いずれか1以上の書類を提示する方法により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第10条の2第3項から第5項までの請求又は住基法第12条の3第2項、第15条の4第4項、第20条第4項若しくは第21条の3第4項の申出をする場合の本人確認の方法は、別表第1に掲げる書類又は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士若しくは行政書士（以下「弁護士等」という。）若しくは弁護士等の事務を補

項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求等

[号を加える。]

(8) [略]

(9) [略]

(本人確認の方法)

第4条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、法第10条の2第2項又は住基法第12条の2第1項若しくは第20条第2項の請求をする場合の本人確認の方法は、別表第1に掲げる書類のうち、いずれか1以上の書類を提示する方法により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第10条の2第3項から第5項までの請求又は住基法第12条の3第2項若しくは第20条第4項の申出をする場合の本人確認の方法は、別表第1に掲げる書類又は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士若しくは行政書士（以下「弁護士等」という。）若しくは弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類で写真をはり

助する者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示し、弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面（以下「統一請求書」という。）に当該弁護士等の職印が押されたものにより請求する方法又は住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該弁護士等の職印が押されたものにより申し出る方法により行うものとする。ただし、弁護士による請求又は申出の場合であって、当該弁護士の所属する会が弁護士の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しており、かつ、当該弁護士が弁護士記章を提示できるときは、別表第1に掲げる書類及び弁護士であることを証する書類で写真をはり付けたものの提示は、要しない。

第5条 郵便等により交付請求等（第2条第10号の申請を除く。）をする場合の本人確認の方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、郵便等により法第10条の2第2項又は住基法第12条の2第1項、第15条の4第2項、第20条第2項若しくは第21条の3第2項の請求をする場合の本人確認の方法は、当該請求をする国又は

付けたものを提示し、弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面（以下「統一請求書」という。）に当該弁護士等の職印が押されたものにより請求する方法又は住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該弁護士等の職印が押されたものにより申し出る方法により行うものとする。ただし、弁護士による請求又は申出の場合であって、当該弁護士の所属する会が弁護士の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しており、かつ、当該弁護士が弁護士記章を提示できるときは、別表第1に掲げる書類及び弁護士であることを証する書類で写真をはり付けたものの提示は、要しない。

第5条 郵便等により交付請求等（第2条第8号の申請を除く。）をする場合の本人確認の方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、郵便等により法第10条の2第2項又は住基法第12条の2第1項若しくは第20条第2項の請求をする場合の本人確認の方法は、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地を送付

地方公共団体の機関の事務所の所在地を送付すべき場所に指定する方法により行うものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、郵便等により法第10条の2第3項から第5項までの請求又は住基法第12条の3第2項、第15条の4第4項、第20条第4項若しくは第21条の3第4項の申出をする場合の本人確認の方法は、別表第1に掲げる書類又は弁護士等であることを証する書類の写し及び統一請求書に弁護士等の職印が押されたもの又は住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該弁護士等の職印が押されたものを送付し、当該弁護士等の事務所の所在地を送付すべき場所に指定する方法により行うものとする。ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、別表第1に掲げる書類及び弁護士等であることを証する書類の写しの送付は、要しない。

別表第1（第4条、第5条関係）

運転免許証、個人番号カード、旅券（パスポート）、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査

すべき場所に指定する方法により行うものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、郵便等により法第10条の2第3項から第5項までの請求又は住基法第12条の3第2項若しくは第20条第4項の申出をする場合の本人確認の方法は、別表第1に掲げる書類又は弁護士等であることを証する書類の写し及び統一請求書に弁護士等の職印が押されたもの又は住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該弁護士等の職印が押されたものを送付し、当該弁護士等の事務所の所在地を送付すべき場所に指定する方法により行うものとする。ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、別表第1に掲げる書類及び弁護士等であることを証する書類の写しの送付は、要しない。

別表第1（第4条、第5条関係）

運転免許証、個人番号カード、旅券（パスポート）、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査

員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備員検定の合格証明書、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもの

別表第2（第4条、第5条関係）

国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害

員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備員検定の合格証明書、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、住民基本台帳カード（写真付き）、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもの

別表第2（第4条、第5条関係）

国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印

者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書

鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。